

令和 8 年度産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務委託仕様書

1 目的

産業廃棄物処理業者の処分実績等の状況を把握することにより、県内の産業廃棄物の減量化及びリサイクルの状況を分析し、今後の産業廃棄物対策に資することを目的とする。

2 業務の名称

令和 8 年度産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務

3 委託業務期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日

（1）業務の内容

産業廃棄物処理業者から報告のあった産業廃棄物処理実績等を集計し、令和 7 年度の産業廃棄物の排出量及び減量化・リサイクル状況の分析を行う。また、産業廃棄物の県内外の移動等についても分析を行う。最終的に令和 7 年度調査業務報告書と同様形式の報告書を作成する。

なお、データ入力・集計・解析の書式等は、委託者（以下「県」という。）と協議の上、受託者において作成するものとする。

① データ整理・入力

データ数は約 60,000 件（令和 7 年度調査業務実績）。ただし、実際の業務にあたっては、増減することがある。

香川県産業廃棄物処理等指導要綱に基づく「運搬実績報告書」及び「処分実績報告書」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「多量排出事業者の処理計画実施状況報告書」等をもとに、産業廃棄物の排出量、中間処理量、減量化量、資源化量の最終処分量等のデータ整理・入力を行う。

②集計・解析

以下の項目について、データの集計・解析を行う。

	県内で排出された産業廃棄物		県外から搬入された産業廃棄物	
		特別管理産業廃棄物		特別管理産業廃棄物
種類別排出量	○	○	○	○
処理処分状況の概要	○	○	○	○
種類別の処理処分状況	○	○	○	○
再生利用の状況	○		○	
最終処分の状況	○	○	○	
地域別排出状況	○	○		
都道府県別県外搬出状況	○	○		
都道府県別県外搬入状況			○	○

③廃棄物種類別処理フローの作成

「排出量」、「中間処理量」、「直接最終処分量」、「県外搬出量」、「中間処理後残渣量」、「中間処理後再生利用量」、「再生利用量」、「減量化量」、「中間処理後最終処分量」、「最終処分量（県内廃棄物）」、「県外搬入量」、「県外搬入最終処分量」及び「最終処分量」についてフロー図を作成する。

（２）業務着手前に提出する書類等

次に示す書類等を、内容をあらかじめ県と協議、精査したうえで提出する。

- ・業務工程表
- ・業務実施計画書
- ・必要に応じて県が指定する書類

（３）業務完了時に提出する書類等（成果品）

- ・令和８年度産業廃棄物減量化・リサイクル状況（処分実績等）調査業務報告書 一式
（紙及び電子データ（CD-R）。昨年度と同じ体裁・形式であること。）
- ・基本データ 一式（集計過程で作成した原入力データ（電子データ））
- ・収集資料その他担当者が指示するもの

※ 電子データは、Microsoft Windows 10 Pro 上で稼働する Microsoft Word 2016 及び Microsoft Excel 2016 又はこれと完全互換性のあるソフトウェアで作成すること。

（４）留意事項

県は、処理実績等のデータを契約以降速やかに受託者に原則手渡しにて提供する（郵送等による場合は、送料は受託者負担とする。）。なお、データの提供は、処理業者等からの提出状況によっては複数回となる場合がある。

受託者は県と十分な打合せを行うとともに、産業廃棄物減量化・リサイクル状況調査について令和９年１月末までに中間報告を行う。中間報告時には、県下の排出量、中間処理量、減量化量、資源化量、最終処分量について報告を行う。

令和９年１月末までに、全調査の概要報告を行う。

受託者は、契約時、資料貸与時、中間報告時、全調査の概要報告時、その他必要時に来課の上、打ち合わせを行うものとし、来課時の費用については、受託者の負担とする。

本調査の集計及び推計等に当たっては、使用した指標、推計方法を明らかにすること。また、計算ミス、転記ミスが発生しないように、十分にチェックすること。

受託者が資料の貸与を受ける場合は、リストを作成して県に提出する。貸与された資料は、業務完了時に原則として全て返却する。

受託者は本業務において知り得た内容を、県の許可なくして他の業務に使用又は公表してはならない。

本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定するものとする。

令和９年１月末までに中間報告がなされる見込みがないと県が判断し、県の指示した事項に対して改善が見られない場合は、県は契約を解除し、違約金を請求することができるものとする。なお、受託業者の責によらない場合は、この限りでない。

1 香川県産業廃棄物処理等指導要綱関係

- 様式第 13 号 産業廃棄物処理実績報告書 04 ページ
- 様式第 15 号その 1 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 05 ページ
- 様式第 15 号その 2 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 7 ページ
- 様式第 15 号その 2 (別紙) 産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書 9 ページ

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則)

- 様式第二号の九 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 10 ページ
- 様式第二号の十四 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 13 ページ

3 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例関係

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則)

- 第 5 号様式 県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書 16 ページ

※ 上記以外に、県が作成する集計データを利用することがある。

産業廃棄物処理実績報告書（ 年度）

年 月 日

殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

☐ 実績なし

☐ 実績あり いずれかに☒。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 場 の 所 在 地					電 話 番 号			
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類	処 理 し た 産 業 廃 棄 物 の 種 類 と 年 間 処 理 量 （ 単 位 t ・ m ³ ）				処 理 後 の 産 業 廃 棄 物 の 処 分 量 （ 単 位 t ・ m ³ ）			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 理 方 法	処 分 量
合 計								

- 注
- 1

この報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までに処理した産業廃棄物の量を 6 月 30 日までに提出すること。
- 2

処理した産業廃棄物の種類を A 欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
- 3

最終処分場にあつては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（ 年度）

年 月 日

殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

☐ 実績なし

☐ 実績あり いずれかに☒。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の運搬実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

許 可 の 種 類				許可年月日	年 月 日	許 可 番 号			
産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）			運 搬 先		引 き 渡 し た 者			
	許 可 番 号	氏 名 また は 名 称	受 託 量 (t・m³)	名 称	運 搬 量 (t・m³)	許 可 番 号	氏名または名称	引 渡 量 (t・m³)	
	住								

許 可 の 種 類				許可年月日	年 月 日		許 可 番 号			
産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）			運 搬 先		引 き 渡 し た 者				
	許 可 番 号	氏 名 また は 名 称	受 託 量	名 称	運 搬 量	許 可 番 号	氏名または名称	引渡	量 (t・	
	住	所	(t・m³)	住	所	(t・m³)	住	所	m ³)	

注

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に運搬を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と収集運搬業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、収集運搬業者からの再委託であるときは、委託者の許可番号の欄には、当該収集運搬業者の許可番号を、住所の欄には、当該産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載すること。
- 3 報告者が運搬を収集運搬業者に再委託した場合は、引き渡した者の欄には、当該収集運搬業者について記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（ 年度）

年 月 日

殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

☐ 実績なし

☐ 実績あり いずれかに☒。実績ありの場合は詳細を下欄へ記載

年度の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

許 可 の 種 類					許可年月日	年 月 日			許 可 番 号			
産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）				処							

産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または収集運搬業者）				処 分			引 き 渡 し た 者			
	許 可 番 号	氏 名 また は 名 称	受 託 量 (t・m ³)		処分方法	処 分 量 (t・m ³)	処分後量 (t・m ³)	許 可 番 号	氏 名 また は 名 称	委託内容	委託量 (t・m ³)
	住	所			処 分 場 所			住	所		

注

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。この場合において、処分業者からの再委託であるときは、委託者の住所の欄には、当該産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の引渡しを受けた場所の住所を記載し、その空欄に「(再)」と記載すること。
- 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、委託者の空欄には、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては「(残)」と、処分の再委託の場合にあっては、引き渡した者の空欄に「(再)」と記載すること。
- 4 産業廃棄物の処理施設の処分実績については、処理施設で処分した量を別紙に記入し添付すること。

9

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
年 月 日			
都道府県知事 殿 (市長) 提出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
産業物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

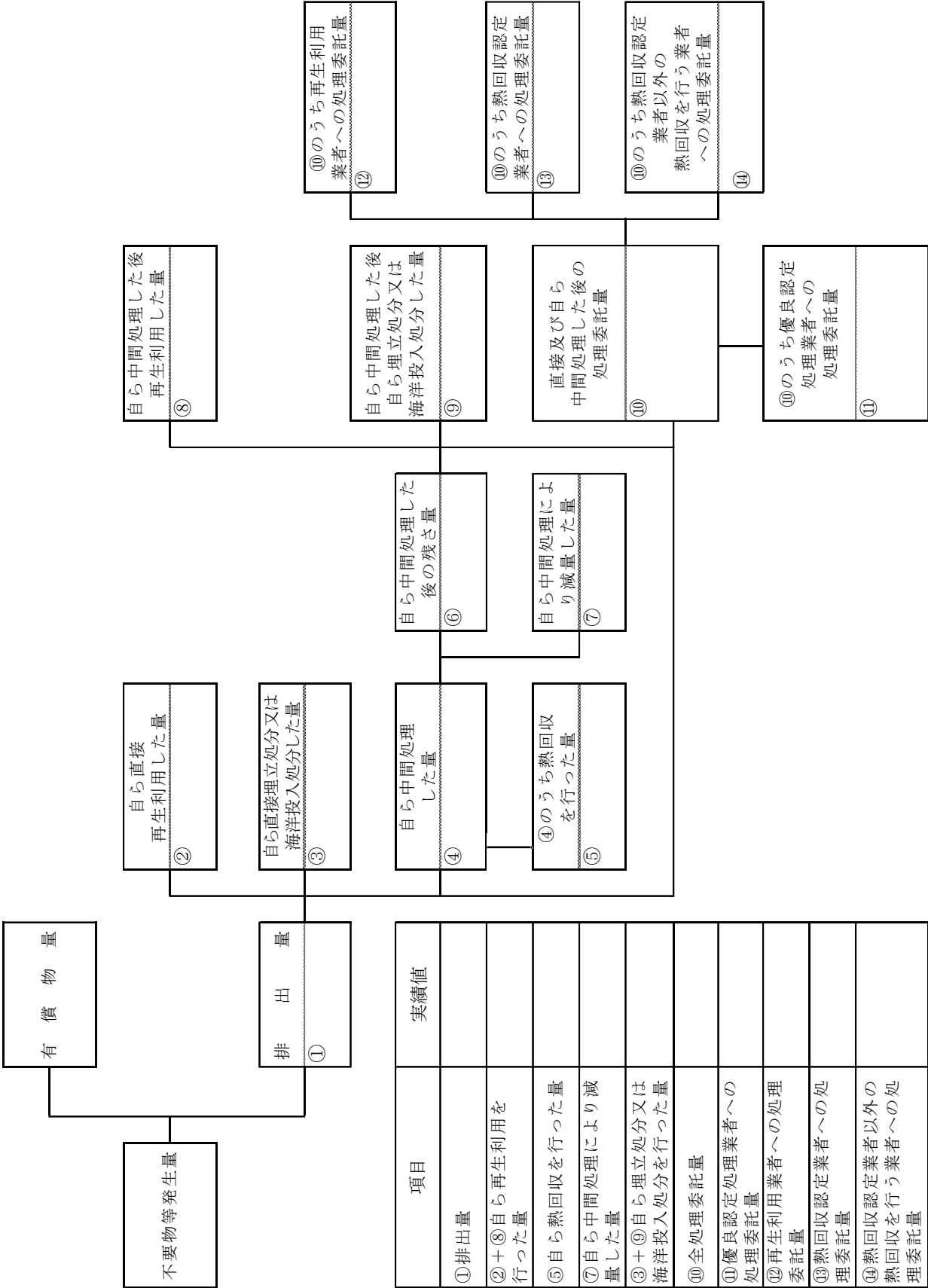
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
年 月 日			
香川県知事 殿			
提出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間			
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
全処理委託量		t	
優良認定処理業者への処理委託量		t	
再生利用業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 t	
		前年度 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

（表面）

県外産業廃棄物の循環的な利用の状況報告書

年 月 日

香川県知事

殿

報告者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月から 月までの間（ 年第 四半期）の県外産業廃棄物の循環的な利用の状況について、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第10条の規定により報告書を提出します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		年 月 日 第 号	
事業場の所在地			
県外産業廃棄物	一 般 的 な 名 称		
	種 類		
	県外 排出 事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
		住所又は所在地	
		排出事業場の名 称及び所在地	
	搬 入 状 況	搬入年月	搬 入 量
		年 月	
		年 月	
		年 月	
	保 管 量		
再 生 品	種 類		
	性 状		
	製 造 量		
	取引又は出荷の状況		

(裏面)

循環的な利用に伴い生じた廃棄物	一般的な名称	
	種 類	
	性 状	
	発 生 量	
	処 分 方 法	
	処 分 量	
循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況		
参 考 事 項		

備考

- 1 毎年1回以上再生品の成分を分析し、その結果を翌年1月から3月までの期間の報告書の再生品の性状の欄に記載してください。
- 2 県外産業廃棄物の保管量については、当該四半期の末日現在の数量を記載してください。
- 3 当該四半期に排ガスの性状、放流水の水質等を測定したときは、その測定の状況及び結果を循環利用施設の点検及び検査、放流水の水質検査等の維持管理の状況の欄に記載してください。
- 4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。